

令和 7 年 3 月  
中山間地域対策課

## 高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱等の改正の概要

主な改正内容は、次のとおり。

### 1 生活用水確保支援事業

#### (1) 上限額を確認する場合の1事業の考え方の見直し(要綱別表第1)

- ・今までは、設計委託等と工事それぞれで上限額を 30,000 千円として運用していた。
- ・令和 7 年度以降、同一施設で行うものについては、設計委託等と工事を合わせて本補助制度創設(平成 20 年度)以降の累計金額で判断する。
- ・別途定める高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱に基づく交付を受けている場合は、交付金との合算額とする。

#### (2) 補助対象となる水道の整理(要領第 2 1 (1) ウ)

- ・従来の要領においては、水道施設全般について国庫補助対象外のを県補助対象とすることとしていたが、補助対象を以下のとおり整理する。
  - ア 地元住民で構成する水道組合等が管理運営する給水施設(飲料水供給施設・専用水道・簡易水道)については従来どおり県補助対象とする。
  - イ 市町村経営の飲料水供給施設(計画給水人口 100 人以下の施設)については、国庫補助の要件を満たさない場合は県補助対象とする。
  - ウ 市町村経営の上水道及び簡易水道施設については全て補助対象外とする。

#### (3) 受益者に事業者が含まれる場合の取り扱いを明記(要領第 2 1 (1) エ(カ))

- ・整備対象の給水施設の受益者に事業者が含まれる場合、事業者に係る整備費用については補助対象外とすることを明記。
- ・実際には従来から補助対象外の運用としていたが、従来の要領には、防火水槽を対象外とすることしか規定されていないため、今回の改正で事業者が含まれる場合の扱いを明記することとしたもの。

### 2 共通

#### (1) 繰越手続きの見直し(要綱第 8 条、11 条、12 条)

- ・繰越の承認手続きを行う際、従来は事前に補助事業遅延等報告書を提出させた上で繰越承認申請書の提出を求めていたが、事務簡略化の観点から遅延等報告書の提出を省略する。

#### (2) その他

- ・交付申請書等の様式に事業名等の項目追加
- ・添付資料に事業実施スケジュールを追加
- ・その他、記載内容・書きぶり・条ずれの整理